

建設発生土の民間工事受入候補者名簿掲載希望者の公募要項

この公募は、浜田県土整備事務所の実施する事業で発生する建設発生土（以下「発生土」という。）を受け入れる民間工事受入候補者名簿への掲載希望者を公募するものです。

この候補者名簿から、浜田県土整備事務所が受け入れ先候補者を選定し、調整が整ったものについて、発生土の工事間利用を行うものです。

発生土の民間工事受入候補者名簿への掲載を希望される場合は、この公募要項に基づき応募してください。

1 公募の名称 建設発生土の民間工事受入候補者名簿掲載希望者の公募

（令和5年3月23日 浜整第2745号）

2 公募期間 公募情報掲載日から公募情報が削除されるまでの期間とする。

3 建設発生土搬出工事情報（工事名等、工事場所、搬出量、土質、搬出予定期）

「様式1－1 浜田県土整備事務所建設発生土搬出工事一覧」による

4 公募条件

- ① 発生土搬出工事から受入候補地までの、運搬距離の上限は50kmを原則とする。
- ② 受入土量 概ね500m³以上の民間工事とする。
- ③ 受入料は無料とする。
- ④ 搬出側が負担する費用は、土質試験、積み込み、運搬等とする。
但し、受入側が運搬を行う場合、当該費用は受入側の負担とする。
- ⑤ 受け入れた土砂は、応募した工事以外への使用、又は売却をしてはならない。

5 応募者要件

- ① 発生土の受入について、書面で土地所有者等権利者の同意を得ていること。
- ② 島根県の入札参加資格の認定を受けた者である場合は、申請期間中に指名停止の処分を受けていないこと。
- ③ 県税の滞納がない者。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 確約書（「様式3－2 確約書」）の提出があること。

6 応募者申込内容

- ① 工事名
- ② 工事場所（受入候補地）
- ③ 搬入量
- ④ 受け入れ可能な時期
- ⑤ 法令等に基づく許可等取得済みの工事であることを証明するための許可証等の写し。

* 1

- i . 都市計画法第 29 条第 1 項に基づく開発許可
- ii . 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認済書
- iii . 「島根県土地利用対策要綱」第 6 条に基づく開発協議に対する通知書
- iv . 土地区画整理法第 14 条第 1 項の規定に基づく認可
- v . 上記 i から iv に該当しない工事において、必要とされる許可又は認可

- ⑥ 民間工事の受注者（以下の全てに該当する者。） * 2

- i . 元請業者又は下請業者（発生土を受け入れて造成工事を行う者は、1 次下請までに限る）であること。
- ii . 島根県の入札参加資格の認定を受けた者（建設工事の種類は土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事に限る）であること。
- iii . 応募期間中に指名停止の処分を受けていない者。

- ⑦ 受入地付近の安全管理

- ⑧ 応募者が土砂の運搬を行う場合はその理由

* 1 許可等を取得していないなくても候補者名簿に掲載されるが、なければ搬出先候補者に絞り込まれない。

* 2 民間工事請負業者が i から iii までの全ての要件に該当しない場合や、未だ受注者が決定していない場合にも、候補者名簿に掲載される。

7 手続き（「様式 2-2 建設発生土の利用調整のフロー」のとおり）

（1）公募から候補者名簿掲載まで

- ① 発生土の受入を希望する者は、「様式 3-1 申込書」により応募すること。
- ② 応募にあたり質問がある者は、「様式 3-3 質問書」により質問すること。質問に対する回答は、公募と同じホームページに掲載する。この場合、質問者名等は公表しない。なお、応募と関係のない質問又は意図が不明な場合は、回答しない。
- ③ 応募書類が、所定の要件及び記載事項を満たしている場合及び補正が可能な場合にあっては、補正を求め、補正がされた後に、候補者名簿に掲載する。
- ④ 候補者名簿への掲載の有無については、応募者に通知する。

(2) 候補者名簿からの削除又は掲載事項の変更

- ① 候補者名簿からの削除を希望する場合は、「様式3-4 辞退届」を速やかに提出すること。
- ② 受入可能時期が過ぎたものは、候補者名簿から削除する。
- ③ 「様式3-1 申込書」の応募項目に変更が生じた場合は、「様式3-5 変更届」を速やかに提出すること。
- ④ 候補者名簿から削除した場合や、候補者名簿の内容を変更した場合は、応募者に通知する。

(3) 受入候補者の絞り込みと受入工事の決定まで

- ① 「6 応募者申込内容」の①から⑤までの内容を申込みしている者について、搬出工事毎に、受入候補者の絞り込みを行う。
- ② 受入候補が複数有る場合は、「様式2-1 建設発生土の受入工事絞込評価基準及び利用調整事項」の1. 評価基準により順位を付ける。
- ③ 受入候補について(受入候補が複数有る場合は評価の上位の工事から順に)利用調整を行い、受入工事を決定し、協定を締結する。なお、利用調整によって、下位候補が受入工事となり、上位候補が受入工事とならない等の結果になることがある。

(4) 受入工事としない場合、及び辞退について

- ① 受入候補者の通知があった後(利用調整を行った工事を含む。)に受入工事に決定されなかった工事について応募者にその旨を通知する。
- ② 受入候補となった後に受入工事に決定するまでの間に、受入を辞退する場合は、「様式3-4 辞退届」を提出すること。

(5) 受入工事決定後の公表について

- ① 浜田県土整備事務所ホームページにおいて1ヶ月間公表する。
- ② 公表内容は、応募者名及び工事名並びに工事場所とする。

8 書類提出および問い合わせ先

〒697-0041 島根県浜田市片庭町254

島根県浜田県土整備事務所 企画調整スタッフ 担当：中村・大谷

TEL 0855-29-5677 FAX 0855-29-5691

E-mail hamada-kendo@pref.shimane.lg.jp

9 書類提出方法

郵送又は持参による。

10 その他

- ① 公募に関する経費は、全て応募者の負担とする。
- ② 申込内容について、問合せをする事がある。
- ③ 許可等取得見込みについて、候補者名簿掲載者に問合せをする事がある。
- ④ 候補者名簿に掲載されても、受入工事に選定される事を確約するものではない。
- ⑤ 浜田県土整備事務所と受入候補者との利用調整が整っても、浜田県土整備事務所の都合により協定を締結しない場合がある。この場合、受入候補者の被った損害を浜田県土整備事務所は負担しない。
- ⑥ 候補者名簿は、浜田県土整備事務所以外の県及び国並びに市町の機関にも提供することができるものとする。
このため、浜田県土整備事務所以外の機関から、申込の内容について問合せをする事がある。